2026 年 7 月号

特定社会保険労務士

高田馬場労務事務所

〒169-0075
東京都新宿区高田馬場 4-29-30
ビレッジ・N502 号
TEL＆FAX　03-6780-0894
メール　onosato@kyuyo.biz



外国人労働者の職場定着に活用したい「人材確保等支援助成金　外国人労働者就労環境整備助成コース」

◆支給額

雇用保険の被保険者となる外国人を雇用し、以下の措置を導入するごとに 20 万円（上限 80 万円）

◆就業環境整備措置

期間（3カ月以上１年以内）を定めて計画を作成、労働局へ提出し、認定を受けた後に下記の措置（必須メニューに加え、選択メニュー①～③のいずれか）を実施して、支給申請を行います。

【必須メニュー】

・雇用労務責任者の選任…事業所ごとに選任し、外国人労働者への周知と1回以上の面談を実施する。
・就業規則等の多言語化…就業規則、労働協約、労働条件通知書、雇用契約書のいずれかを多言語化し、外国人労働者に周知する。

【選択メニュー】

①苦情・相談体制の整備…外国人労働者の母国語または使用するその他の言語により苦情・相談に応じる体制を新たに定める。
②一時帰国のための休暇制度…希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、１年間に1回以上、連続５日以上の有給休暇を取得させる。
③社内マニュアル・標識類等の多言語化…社内マニュアル等を新たに多言語化し、外国人労働者に周知する。

その他、外国人雇用状況届出を適正に届け出ていることや、外国人労働者離職率が 15%以下であることなどの要件があります。

厚生労働省ホームページでは、外国人労働者の雇用管理や労務管理に使える各種資料、モデル就業規則やさしい日本語版等が紹介されているので、参考にするとよいでしょう。

【参考】

人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）リーフレット
https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/001682049.pdf

外国人労働者の人事・労務に関する支援ツール
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html#%E7%94%A8%E8%AA%9E%E9%9B%86

「同一労働同一賃金」改正に対応した労働条件通知書のモデル様式が公表されました

厚生労働省より、令和８年４月 30 日付けで通達「『労働条件通知書等の普及促進について』の一部改正について（基発 0430 第１号）」が公表されました。

今回の改正は、令和８年４月 28 日に公布された省令（令和８年厚生労働省令第 87 号）が、同年 10 月１日から施行されることに伴うものです。

◆主な改正内容

上記省令により、パートタイム労働者や有期雇用労働者を雇い入れる際、これまでの労働条件明示事項に加え、新たに「正社員等との待遇の相違の内容・理由について、説明を求めることができる」旨の明示が義務付けられます。派遣労働者の雇入れ時や派遣時の就業条件明示事項についても、同様に追加されます。

これらを踏まえ、労働条件通知書のモデル様式の「その他」欄に「・次の窓口に対して通常の労働者との間の待遇の相違（内容・理由）等について説明を求めることができる。」が追加され、部署名と担当者職氏名、連絡先を記載するようになっています。

なお、窓口が苦情等を含めた相談の受付先と同じ場合には、「同上」等と記載して差し支えありません。

詳細やモデル様式は、厚生労働省のウェブサイト等をご確認ください。

【参考】

「労働条件通知書等の普及促進について」の一部改正について（令和８年４月 30 日基発 0430 第１号）

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260501K0090.pdf

（別添１）一般労働者用；常用、有期雇用型

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260501K0091.pdf

（別添１の２）無期転換後の労働条件

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260501K0092.pdf

（別添２）建設労働者用；常用、有期雇用型

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260501K0093.pdf

（別添３）林業労働者用；常用、有期雇用型

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260501K0094.pdf

（別添４）短時間労働者用；常用、有期雇用型

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260501K0095.pdf

（別添５）派遣労働者用；常用、有期雇用型

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260501K0096.pdf

令和７年の労働災害発生状況 死亡者数は過去最少

厚労省が５月 27 日、令和７年の労働災害発生状況を公表しました。令和７年１月から 12 月までの、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いたデータが取りまとめられています。

◆死亡者数

労働災害による死亡者数（死亡災害報告をもとに、死亡者数を集計）は 700 人（前年比 46 人・6.2%減）と、過去最少となりました。

（１）業種別

建設業：214 人（前年比 18 人・7.8%減）

製造業：115 人（同 27 人・19.0%減）

陸上貨物運送事業：80 人（同 28 人・25.9%減）

商業：61 人（同６人・10.9%増）

（２）事故の型別

墜落・転落：186 人（前年比２人・1.1%減）

交通事故（道路）：126 人（同３人・2.4%増）

はさまれ・巻き込まれ 117 人（同７人・6.4%増）

◆休業４日以上の死傷者数

事業者から提出される労働者死傷病報告をもとに集計した死傷者数は、135,333 人（前年比 385 人・0.3%減）でした（通勤中に発生した災害の件数は含まれません）。

（1）業種別

製造業：26,371 人（前年比 305 人・1.1%減）

商業：23,128 人（同 1,089 人・4.9%増）

保健衛生業：19,291 人（同 424 人・2.2%増）

陸上貨物運送事業：15,632 人（同 660 人・4.1%減）

（2）事故の型別

転倒：37,195 人（前年比 817 人・2.2%増）

腰痛等の「動作の反動・無理な動作」：22,166 人（同 52 人・0.2%減）

墜落・転落：20,864 人（同 165 人・0.8%増）

死亡者数は過去最少となったものの、休業４日以上の死傷者数は令和４年から横ばいとなっており、引き続き労働災害防止に向けた積極的な取組みが求められます。７月１日～７日の全国安全週間および６月１日～30 日の準備期間を機に、体制を見直しましょう。

【参考】

令和7年の労働災害発生状況を公表 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73382.html

７月の税務と労務の手続提出期限［提出先・納付先］

10 日

○ 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限［年金事務所または健保組合］＜７月１日現在＞

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］

○ 特例による源泉徴収税額の納付＜１月～６月分＞［郵便局または銀行］

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出［公共職業安定所］＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞

○ 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限＜年度更新＞［労働基準監督署］

○ 労働保険料の納付＜延納第１期分＞［郵便局または銀行］

15 日

○ 所得税予定納税額の減額承認申請＜６月 30 日の現況＞の提出［税務署］

○ 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出［公共職業安定所］

31 日

○ 所得税予定納税額の納付＜第１期分＞［郵便局または銀行］

○ 労働者死傷病報告の提出［労働基準監督署］＜休業４日未満、４月～６月分＞

○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］

○ 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］

○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］

○ 固定資産税・都市計画税の納付＜第２期＞［郵便局または銀行］

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。